

救命艇手資格取得手続きの見直しについて

平成22年5月に策定された「国土交通省成長戦略」において、外航海運のクルーズ振興のため、救命艇手資格の認定手続きの簡素化が求められたことに対応し、同資格取得手続きの改善を図る。

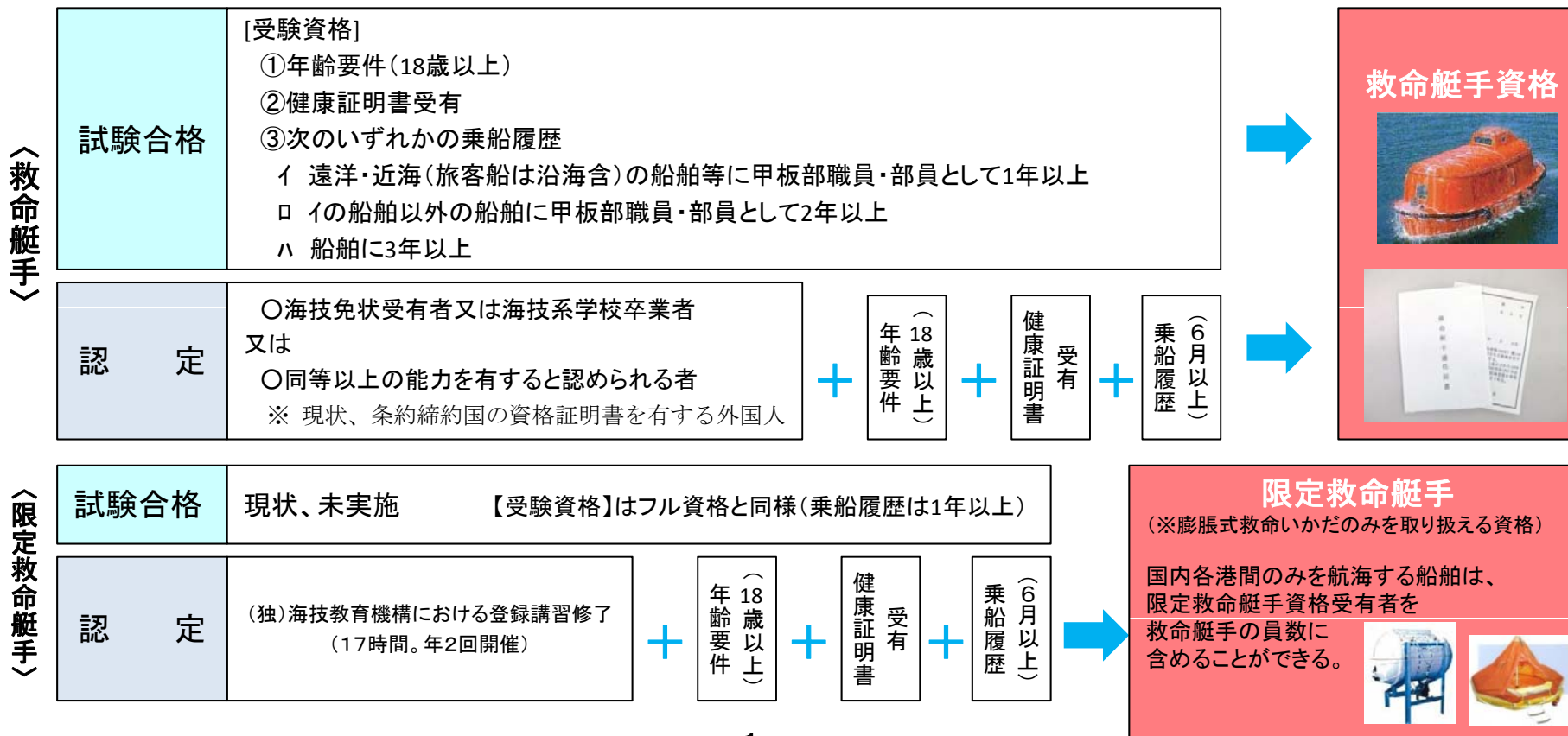
【救命艇手制度の概要】

対象船舶： 旅客船又は旅客船以外の最大搭載人員100人以上の船舶

根拠規定： 船員法第118条、救命艇手規則

関連条約： 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（STCW条約）

【現行資格要件】



【見直しの背景】

① 外航クルーズ客船の場合、救命艇手の員数は、甲板部・機関部の乗組員だけでは必要人数が足りず、客室部門の乗組員（一般の学卒者）に救命艇手資格を取得させる必要がある。

※ 飛鳥Ⅱの場合：80人の救命艇手が必要。【救命艇10艇（3人×2艇＋5人×8艇）、膨脹式救命いかだ34基（1人×34基）】

- ・ これらの者が、「救命艇手資格」を取得するには、現状、「試験合格」のルートしかなく、「乗船履歴」も3年が必要。
- ・ 当該試験は、船社ニーズに応じ、社船を使用して実施することとしているが、使用船舶の運航スケジュールと海技試験官の業務日程のスケジュール調整要。

→ 資格取得手続きの改善が求められる。

② 国際航海沿海船の日韓航路就航船等については、膨脹式救命いかだのみの搭載が認められているが、搭載救命艇も取り扱える「救命艇手資格」受有者の選任が必要。

※ ビートルの場合：6人の救命艇手が必要。【膨脹式救命いかだ6基（1人×6基）】



→ 膨脹式救命いかだのみを取り扱える「限定救命艇手資格」受有者の選任を認めてほしい。

【平成22年度新規資格取得者数】

○ 救命艇手（試験合格7名、海技免状受有者等190名、同等認定91名）

※ 試験回数（合格者数） 平成18年度0回、19年度0回、20年度0回、21年度1回（11名）、22年度1回（7名）

○ 限定救命艇手（認定30名）

【同等認定講習実施基準骨子】

(1) 講習の内容

- ・船員としての一般常識、・操練に関する知識、・旅客の誘導に関する知識、
- ・応急的な医療措置、救命艇等、救助艇、救命設備及び信号装置に関する知識、
- ・船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令、・救命器具及び信号装置の取扱方法、
- ・救命艇等及び救助艇の取扱方法、・救命艇等及び救助艇の艀装品の取扱方法

※ 上記内容の一部について、限定救命艇手に関する登録講習((独)海技教育機構実施)によることができる。

(2) 講習設備等

- ・救命艇等、・救助艇、・救命艇等及び救助艇の艀装品、・救命設備、・信号装置 等

(3) 講習の実施方法

講義及び実習により実施

(4) 講師及び能力判定を行う者

救命艇手適任証書受有者であって、当該証書受有後1年以上救命艇手として、近海区域又は遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗り組んだ履歴を有する者等

(5) 同等認定講習の認定申請手続

(6) 同等認定講習の実施報告

(7) 同等認定講習の実施状況の監査

(8) 認定の取消